



著作権委員会報告—病院図書館と著作権

著作権委員会

I. 著作権委員会の目的

平成 16 年 5 月の総会で承認された、著作権委員会の本年度の活動は、日々の業務上発生する著作権の問題「今日の新聞をコピーしてもよいのですか」というような事例を集めてノウハウを作成するのが目的ではありません。

病院図書館が、現在直面している問題、すなわち、病院図書館は複写について著作権法第 31 条に規定されている図書館となりうるのか、また、このことから生じる問題についての病院図書室研究会としてどのような立場をとり、どのように会員、外部へ対応していくかを、役員会に提案することが目的の委員会です。

II. 著作権問題の現状

現在の著作権法や、著作権施行令他の、記述や解釈において、病院図書館は、文化庁に認可された 2 病院を除いて著作権法第 31 条に規定される図書館として認められていないと言われています。この状況では、病院図書館内における文献などの資料の複写や、相互貸借の複写は、たとえ購入して所蔵している資料であっても、別途「著作権使用許諾申請(著作権使用料金の支払いを含む)をしなければなりません。また、著作権者との連絡が取れなかったり、許諾を得られない場合は、複写ができません。これは、緊急性を要することもある病院図書館では、重大な問題です。

このため、委員会では、

- ・病院図書館は第 31 条に規定される図書館とみなされないのか。
- ・病院図書室研究会としてどのように対処していくか。

ということについて、メールでのやり取りを含み、5 月と 8 月に 2 回集まり、関連する法令をひとつひとつ確認しながら、勉強と検討を行いました。

その結果として、答申の形で見解案と会員、外部への公表を役員会へ提案し、9 月 1 日の役員会において承認され、10 月 13 日のホームページへの「見解」(図 1)の掲示となりました。

III. 見解について

1. 見解の根拠

昭和 46 年 4 月、文化庁公布の「著作権法施行令の概要」(図 2)は現行の著作権法施行令の立法趣旨を明らかにしたものです。この中の (7)に「法令により設置されたものであること」「…医療法第 22 条第 1 項の規定のように図書館施設の設置を抽象的に規定するにとどまっているものはここにいう法令に該当しない。」との記述があることが、取り沙汰されています(図 3)。この概要は昭和 46 年当時の医療法=昭和 23 年制定の医療法の第 22 条第 1 項を示して記載されています。現在の医療法でも、確かに、第 22 条第 1 項に図書室の記載がありますが、この部分は、平成 9 年の医療法改正において内容が改正されている部分です。法律は施行日時の新しいものが優先して適用されますが、この部分は古い医療法ですので適用されず、昭和 46 年概要を根拠として主張することができない部分です。私たちは、新しい医療法という法律に基づく図書館に該当すると主張しています。

また、法令に記載されている事例の列挙の方法には、「限定列挙」と「例示列挙」があります。限定列挙というのは、A と B と C の場合は法令が

学術文献複写にかかわる著作権についての病院図書室研究会の見解

2004年9月1日

病院図書室研究会

病院・医療機関に設置されている病院図書室では、医学・医療の発展及び国民の健康・福祉向上を目的とし、医療施設における診療、研究のため、医療情報の収集、提供を行っています。特に、医療従事者が得る文献情報は、患者さんに還元される診療、研究・研鑽の中で非常に大きな比重を占めており、最近では患者さんの権利が重要視され、患者さんへの医療情報公開、提供が社会的に要求されてきております。

病院・医療機関の設置、運営は厚生労働省の管轄下にあり、医療法等、法令に定められております。病院・医療機関の図書室としての機能は医療法第22条、また「医師法に規定する臨床研修省令」中「臨床研修病院の指定の基準」の「臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること」との条項に規定されています。

このような観点から、病院図書室研究会では、病院図書室は医療法等に基づく図書室であり、著作権施行令第1章の2、1条の三①の5に該当する「研究所、試験所、その他の施設」に該当し、かつ、医療を受ける患者さん（一般公衆）への利用提供を目的としているため、著作権法の適用除外規定に該当する図書室であると考えます。

病院図書室研究会としては、医療情報を必要とする社会への貢献が、病院図書室の義務のひとつであることを認識し、医療従事者への情報提供に加えて、患者さんをはじめとする一般公衆の方々へ、医療情報提供の活動支援を実施していくこととしております。

また、より多くの方々に入手可能な、身近な医療情報の必要性とともに医学・医療の発展及び国民の健康・福祉向上に貢献する病院図書室の役割を認知していただきたいと考えております。

図1 見解

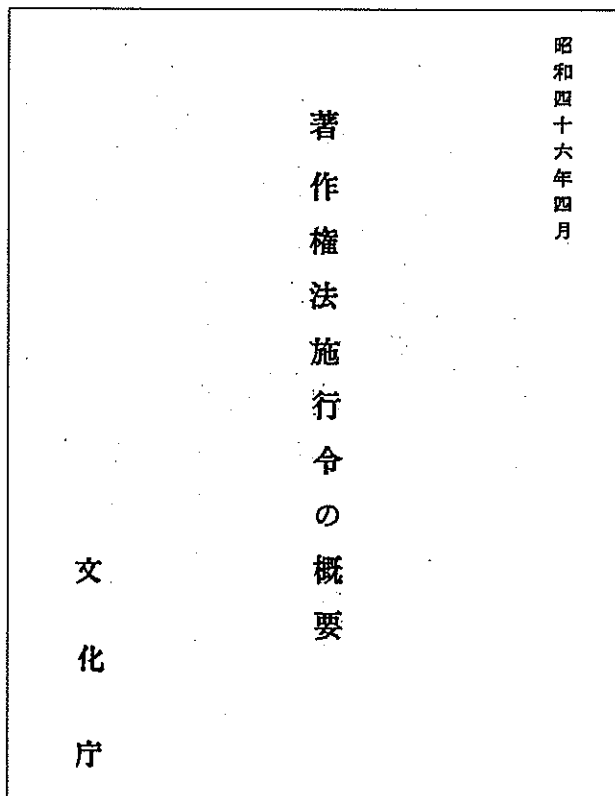


図2 著作権法施行令の概要 (表紙)

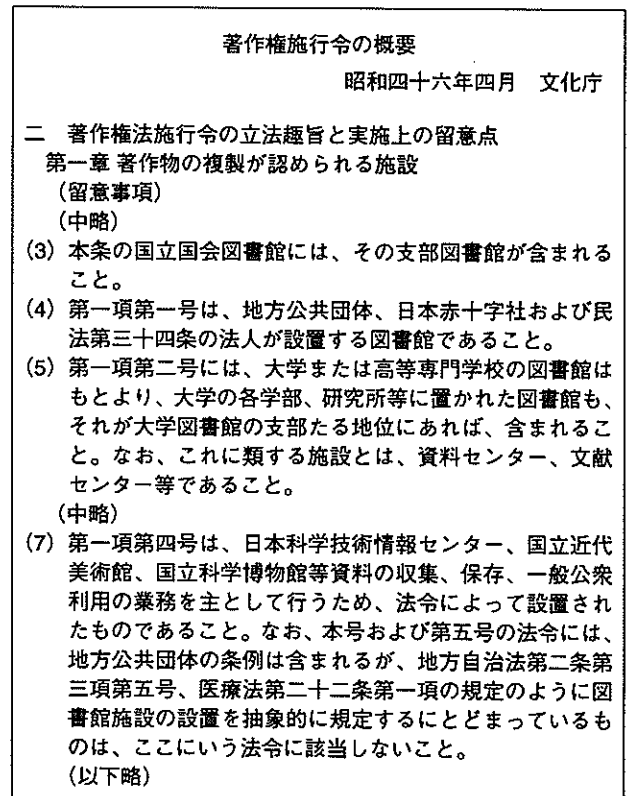


図3 著作権施行令の概要

適用される／されないという示し方です。例示列挙というのは、例えばAのようなもの、Bのようなもの、Cのようなものならば、法令が適用される／されないという示し方です。列挙事項は例示にすぎませんので、ほかの類似事項にも法令が適用される／されない場合を指します。著作権施行令の「著作物の複製等が認められる施設等」の条文が限定列挙であると断じる根拠は見当たりません。「著作権施行令の概要」に見られるように文化庁自らがその説明に例示列挙の例をあげています。したがって例え、著作権施行令に病院図書館の具体的表記がないとしても、医療法という法令によって設置が規定されている病院図書館も例示列挙の範囲内ということで「該当する図書館」であると主張できると考えます。

文化庁の著作権施行令第1条の3 六に基づく認可を得た2病院を除いた全ての病院図書館が、著作権法に該当する図書館ではないと言われていますが、上記の根拠により、現状の法律でも「著作権法31条に該当する図書館である」と主張できる図書館があることを、私たちは法解釈をもとに述べているのです。

著作権施行令に病院図書館の具体的表記がないとしても、医療法という法律によって設置が規定されている病院図書館も例示列挙の範囲内ということであり、「該当する図書館」であると主張できると考えます。

2. 一般公衆に情報提供という部分について

「医療を受ける患者さん（つまり一般公衆です）への利用提供を目的としている」

ということは、患者図書館や病院図書館の患者さんへの開放によって、利用提供するというだけでなくもっと広く捉えています。

平成9年の医療法改正についての厚生事務次官通知（平成9.12.26厚生省発健政232）では、医療提供に当たっての説明で「医療の担い手は医療を提供するにあたり、適切な説明を行い、医療を受けるものの理解を得るように努めるもの」とあります。また、医療法の解説においては、「…医師が医療行為を実施することができるのは、医師の

適切な説明により患者が十分に理解し、自発的に同意を与えた場合に限るというインフォームド・コンセントがなければならないとされるにいたっている。」との記載があります。

医療法第一条の条文と共にこれらのことから、病院の目的がということではなく、医療を提供する体制そのものつまり、医療を行うことそのものを国民＝一般公衆への情報の利用提供を目的とすると考えています。

IV. 今後のこと

いままでの委員会活動を通じて、社会的に病院図書館そのものがあまり知られていないということを感じています。外部への主張などを通じて、多くの人にまずは、病院図書館の存在を知ってもらうことが重要と考えております。医療の現場で必要とされる情報提供を行っていること、それは患者さんへの診療につながることで、インフォームド・コンセントの実施に病院図書館は大きくかかわっています。そしてまた、病院図書館の存在を示すにしても、病院の図書館の団体としての足固めが必要となると考えています。

また、病院図書館の立場は誰でもない私たち自身が、会員へと同様に外部へ向けても説明していかなければなりません。

V. 見解への補足

「著作権法に該当する図書館である」と主張していますので、著作権法を改正しなくてもよい、このままでよいとの立場であるかのように受け取られがちです。

しかし、現行の著作権関連法令では、明らかに法的に不均衡である部分もあります。例えば、「著作権施行令の概要」(5)によれば、大学附属の病院図書館も複製等が認められる図書館であることが分かります。大学附属の病院図書館は病院図書室研究会に加盟する病院図書館と同様のサービスを行っているのは皆さんよくご存知と思います。また、「これに類する施設とは、資料センター、文献センター等」と同程度の資料複製の必要性のあ

る施設に拡張して複製を認めています。ここに記載されている施設に限定せず、同程度の必要性のある施設には複製を認めるのが法の趣旨であることを示しています。また、大学附属の病院図書館だけが複製が認められ、その他の病院図書館が認められないということは、公平を旨とする法の成り立ち上、不均衡なことと考えられます。

このように、法的表記についても、実情にそぐわないところのある現行著作権法に対して、改正する必要はないと主張しているわけではありません。病院図書館での複写について、誰にでも明確にかつ、分かりやすいように、著作権法、著作権施行令が改正されることを希望しています。しかし、これはとても時間がかかり、簡単なことではないことが分かっています。現行法令での解釈においても、病院図書館のなかで複写ができる施設であることを主張し、その理解を広く求め、さらに将来への展開を望んでいます。

他の病院図書館や、他関係団体において、それぞれの方が、様々な立場と見解をもって、著作権問題に臨んでいます。各々が著作物を複製利用する立場として、なんらかの合意できる部分があると思いますので、そのような一致点を基に、機会があれば話し合いなど検討したいと思っています。

VI. おわりに

見解を病図研ホームページに掲載してから、たくさんのご質問、ご意見をいただきました。これからも、皆様のご意見を伺い、病院図書室研究会としての著作権問題の対応への糧にしていきたいと願っておりますので、ご不明な点やご意見を、どうぞ著作権委員会までお寄せください。

著作権委員会

委員長 田引 淳子 (静岡市立清水病院)

委員 阿部千恵子 (桐生厚生病院)

相澤まゆみ (東京都済生会中央病院)

伊藤美恵子 (国際親善病院)

菊地 元子 (独立行政法人国立病院機構
東京医療センター)

重川須賀子 (沖縄県立中部病院)

山崎むつみ (静岡県立静岡がんセンター)

オブザーバー

長谷川湧子 (NTT東日本関東病院)

(本稿は、病院図書室研究会2004年度第2回研修会の発表に加筆したものである。)

参考文献

- 1) 長谷川湧子. 病院図書館と著作権. ほすびたるらいぶらりあん. 2003; 28(1): 28-31.
- 2) 田引淳子, 長谷川湧子. 病院図書館と著作権. ほすびたるらいぶらりあん. 2004; 29(1): 26-29.